

報 告 第 5 号

令和7年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について
令和7年度富士見市水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法
(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条
第3項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

富士見市長 星 野 光 弘

令和7年度富士見市水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
資本的支出	建設改良費	老朽管更新事業費	269,758,400	38,163,400	231,595,000	0
		配水管改良費	320,836,000	212,322,000	26,876,000	0

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫補助金	そ の 他	損 益 勘 定 留 保 資 金			
0	0	231,595,000	0	0	<p>(1) 南畑橋水管橋耐震補強工事 入札公告後に設計見直しの必要が生じ再度入札となり、年度内完了が困難となったため (10月30日まで)</p> <p>(2) 江川水管橋塗装工事 既存塗膜の含有試験の結果から塗膜除去工法に変更の必要が生じ、作業日程の調整に時間を要したことによる工期延長 (7月31日までの122日間の延長)</p> <p>(3) 南畑橋水管橋下部橋台耐震診断調査業務委託 当初入札に応札がなく再度入札となったことに伴い、設計見直しの必要が生じたため (8月31日まで)</p>
0	0	26,876,000	81,638,000	0	<p>(4) 舗装本復旧 (R27外) 工事 当初入札の応札が不調となり再度入札となったことに伴い、設計見直しの必要が生じたため (6月30日まで)</p>